

「通信傍受法」の対象犯罪拡大に反対する声明

一般社団法人日本雑誌協会 人権・言論特別委員会

一般社団法人日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

5月19日、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（通信傍受法）」の対象犯罪を拡大し、捜査手続きを緩和する刑事訴訟法改正案について衆議院本会議で趣旨説明が行われた。今後は法務委員会で審議される。

現行の通信傍受法では薬物、組織的殺人、密航、銃器の4つの犯罪に対象が限定されているが、今回の法案では新たに窃盗、強盗、傷害などの日常的犯罪、さらには児童ポルノ禁止法の「提供」「製造」罪が付加され、対象犯罪が大幅に拡大されようとしている。

児童ポルノ禁止法は児童を性的搾取から守るための法律で、法の目的自体には異論がない。ただし、「児童ポルノ」の定義が曖昧で、恣意的な解釈を許す危険がある。しかも、「児童ポルノを製造・所持・運搬・提供・陳列」する行為も処罰の対象にしており、本年7月15日からは児童ポルノを所持しているだけで処罰される「単純所持禁止」規定も適用される。

我々はこれまで、現行「児童ポルノ禁止法」が出版の現場を規制し、表現の自由を圧迫する可能性の残る法律であることを、再三指摘し、声明を発してきた。その問題の多い児童ポルノ禁止法で規制された行為が、さらに通信傍受の対象になる。曖昧な定義のままの児童ポルノの提供や製造の疑いを理由に、恣意的に出版社や創作者の通信を密かに傍受することが可能になるだけでなく、運搬や販売などの流通全体が傍受の対象となり、出版活動にとっては重大な圧力となる。

通信傍受法は一般に「盗聴法」と呼ばれ、1998年、国会に提出された当初から市民の人権を侵害する恐れがあり、違憲の疑いがあると指摘された法律である。我々は、市民の平穏な生活から出版社の活動まで幅広く監視・規制し、憲法が保障する基本的人権を脅かす危険の大きい通信傍受法の対象犯罪拡大に、強く反対する。

以上

2015年5月19日